

改 正 案	現 行
<p>第一条 略</p> <p>この会計においては、治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下この項において「法」という。）第三条に規定する治山事業七箇年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一 法第二条の治山事業で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）</p> <p>二 法第二条の治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付</p> <p>三 法第二条第一項各号に掲げる事業に係る同条第二項第一号又は第二号に掲げる事業で国が施行するものの管理</p>	<p>第一条 略</p> <p>この会計においては、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下この項において「法」という。）第三条に規定する治山事業七箇年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一 法第二条の治山事業で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）</p> <p>二 法第二条の治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付</p> <p>三 法第二条第一項各号に掲げる事業に係る同条第三項第一号又は第二号に掲げる事業で国が施行するものの管理</p>

改正案

現行

<p>附則 （国の無利子貸付け等）</p> <p>33 国は、当分の間、都道府県に対し、第三十七条第三項の規定により国がその経費について補助する交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号に掲げる交通安全施設等整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条第三項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。</p>	<p>附則 （国の無利子貸付け等）</p> <p>33 国は、当分の間、都道府県に対し、第三十七条第三項の規定により国がその経費について補助する交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号に掲げる交通安全施設等整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条第三項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。</p>
--	--

改正案

現行

（特別の助成）
 第六条 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

（特別の助成）
 第六条 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

別表（第六条関係）

別表（第六条関係）

事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
略	略
林業施設 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び同法第百九十三条に規定する林道の開設	鹿児島県又は市町村が行う事業に係るものにあつては三分の二（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業（以下「緊急治山事業」という。）に係るものにあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業に引き続いて行われる事業及び治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第二項第二号に掲げる事業（緊急治山事業を除く。）に係るものにあつては十分の七）以内、国が行う保安施設事業に係るものにあつては十分の八（緊急治山事業に係るものにあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設に係るものに

事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
略	略
林業施設 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び同法第百九十三条に規定する林道の開設	鹿児島県又は市町村が行う事業に係るものにあつては三分の二（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業（以下「緊急治山事業」という。）に係るものにあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業に引き続いて行われる事業及び治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第三条第三項第二号に掲げる事業（緊急治山事業を除く。）に係るものにあつては十分の七）以内、国が行う保安施設事業に係るものにあつては十分の八（緊急治山事業に係るものにあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設に係るものに

略	
略	あつては十分の八以内
略	
略	のにあつては十分の八以内

改正案

現行

道路整備費の財源等の特例に関する法律

道路整備緊急措置法

（目的）

（目的）

第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）を緊急かつ計画的に整備することにより、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資し、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

（道路整備五箇年計画）

第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。

第二条 建設大臣は、平成十年度以降五箇年間に於ける高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する計画（以下「道路整備五箇年計画」という。）の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

2 | 道路整備五箇年計画には、次の事項を定めなければならない。

一 | 五箇年間に於ける道路の整備の目標

二 | 五箇年間に於ける道路の整備の事業の量

3 | 建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、当該案のうち高速自動車国道に係る部分については運輸大臣、経済企画庁長官及び国土庁長官に、その他の部分については経済企画庁長官及び国土庁長官に協議しなければならない。

4 | 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

5 | 第一項、第二項及び前項の規定は、道路整備五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、第一項及び前項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

(道路整備費の財源)

第三条 政府は、平成十五年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。))が同年度の揮発油税の収入額の決算額の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。))を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額)に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならぬ。

一 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額

二 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 政府は、前項に定めるもののほか、平成十五年度以降五箇年間は、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の事業の量は、社会資本整備重点計画(平成十五年法律第号)第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

(国の負担金の割合の特例等)

第四条 平成十五年度以降五箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法(第八十八条を除く。))及び土地地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の規定にかかわらず、十分の七(土地地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五)の範囲内で、

(道路整備費の財源)

第三条 政府は、平成十年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。))が同年度の揮発油税の収入額の決算額の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。))を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額)に相当する金額を道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費(以下「道路整備費」という。))の財源に充てなければならぬ。

一 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額

二 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

2 政府は、前項に定めるもののほか、道路整備五箇年計画を実施するため、財政の許す範囲内において、同項の道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

(国の負担金の割合の特例等)

第四条 平成十年度以降五箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法(第八十八条を除く。))及び土地地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の規定にかかわらず、十分の七(土地地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五)の範囲内で、政

政令で特別の定めをすることができる。

(地方道路整備臨時交付金)

第五条 国は、地方公共団体に対し、平成十五年以降五箇年間は、毎年度、第二条の政令で定める都道府県道その他の道路の舗装その他の改築又は修繕のうちその規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められる事業(以下「対象事業」という。)に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。

2
6
略

令で特別の定めをすることができる。

(地方道路整備臨時交付金)

第五条 国は、地方公共団体に対し、平成十年以降五箇年間は、毎年度、第一条第一項の政令で定める都道府県道その他の道路の舗装その他の改築又は修繕のうちその規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、道路整備五箇年計画に照らし緊急に行われる必要があると認められる事業(以下「対象事業」という。)に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。

2
6
略

改正案

現行

（設置）

第一条 道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第一項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされている同法第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。以下同じ。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 略

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく都道府県等の負担金（以下「地方負担金」という。）、道路法第三十一条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による国以外の者の負担金、

（設置）

第一条 道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を同法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同法第一項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 略

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、次条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入、第四条の規定による一般会計からの繰入金、道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第一項、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二十二条第一項若しくは第三項の規定に基づく都道府県等の負担金（以下「地方負担金」という。）、道路法第三十一条第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による国以外の者の負担金、

道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第十条第一項の規定による借入金、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第十三条又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金、独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十三条第三項の規定による納付金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（揮発油税の収入の帰属）

第三条の二 揮発油税の収入のうち道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に定める額に相当するものは、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、この会計の歳入に組み入れるものとする。

（一般会計からの繰入）

第四条 道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。）に要する費用で国が負担するもの並びに第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の金額は、政令で定める金額に相当する金額を除くほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金、受託工事に係る納付金、第十条第一項の規定による借入金、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第十三条又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金、独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十三条第三項の規定による納付金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業（第一条第一項に規定する道路整備事業をいう。以下同じ。）に要する費用、附帯工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事のうち国が北海道又は沖縄県で行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費その他第五条第一項の規定による一般会計への繰入金に相当する費用を除く。）、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第五条第一項の規定による一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（揮発油税の収入の帰属）

第三条の二 揮発油税の収入のうち道路整備緊急措置法第五条第二項に定める額に相当するものは、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、この会計の歳入に組み入れるものとする。

（一般会計からの繰入）

第四条 道路整備事業（道路整備緊急措置法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。）に要する費用で国が負担するもの並びに第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の金額は、政令で定める金額に相当する金額を除くほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

17) 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第 号）第五条の規定による改正前の道路整備緊急措置法（以下この項において「改正前の法」という。）第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行つた道路整備事業（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年以後の年度に繰り越したものにより行う道路整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

18) 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るも

17) 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付け（土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担（土地区画整理法附則第十三項から第十五項までの規定による国の補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るも

のに限る。以下同じ。）に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

19) 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「第四条又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、「第五条第一項の規定による一般会計への繰入金」とあるのは、「第五条第一項の規定による一般会計への繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、「並びに附属諸費」とあるのは、「道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十

のに限る。以下同じ。）に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

18) 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「第四条又は附則第二十項若しくは第二十三項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の第三項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、「第五条第一項の規定による一般会計への繰入金」とあるのは、「第五条第一項の規定による一般会計への繰入金、附則第十九項、第二十一項、第二十二項又は第二十四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、「並びに附属諸費」とあるのは、「道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五

五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項の規定による補助金又は負担金並びに附属諸費」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」とする。

20| 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

21| 道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒

項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六条第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項の規定による補助金又は負担金並びに附属諸費」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」とする。

19| 道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

20| 道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒

冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六條第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担を行う場合においては、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

22| 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六條第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

23| 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第二十五項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第八項、沖縄振興特別措置法附則第六條第九項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第五項若しくは第六項の規定による国の補助又は負担を行う場合においては、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

21| 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金額が、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三條第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六條第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二條第一項若しくは第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

22| 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第二十四項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から同勘定に繰り入れるものとする。

[

改正案

現行

治山緊急措置法

治山治水緊急措置法

（目的）

第一条 この法律は、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

（目的）

第一条 この法律は、治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 略

（定義）

第二条 略

2 この法律で「治水事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）

二 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業
四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十七条第六項の規定により適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

五 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条

- 2| 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、治山事業に含まれないものとする。
- 一・二 略

(治山事業七箇年計画)

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業七箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 治山事業七箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- い。
- 一・二 略

3| 農林水産大臣は、第一項の規定により治山事業七箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官及び国土庁長官に協議しなければならない。

4| 農林水産大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業七箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

第一項第一号及び第二号の事業

- 3| 次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。
- 一・二 略

三 削除

四 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

4| 第二項に定めるもののほか、同項第一号から第三号までに掲げる事業（前項の規定に該当するものを除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で、独立行政法人土木研究所が実施し、かつ、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するものは、治水事業に含まれるものとする。

(治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画)

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業七箇年計画」という。）の案を、建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、平成九年度以降の七箇年間に於いて実施すべき治水事業に関する計画（以下「治水事業七箇年計画」という。）の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画には、治山事業又は治水事業につき、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一・二 略

3| 農林水産大臣及び建設大臣は、第一項の規定により治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

4| 農林水産大臣又は建設大臣は、第一項の規定により治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官及び国土庁長官に協議しなければならない。

5| 農林水産大臣又は建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、治山事業七箇年計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、第一項中「中央森林審議会」とあるのは、「林政審議会」と読み替えるものとする。

6 農林水産大臣は、前項において準用する第一項の規定により治山事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。この場合においては、治山事業と治水事業（社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第九号）第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）との総合性を確保するため、同法第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（治水事業に係る部分に限る。）又はその変更の案との調整を図らなければならない。

（治山事業七箇年計画の実施）
第四条 政府は、治山事業七箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
2 第二条第一項第一号に掲げる事業（同条第二項の規定に該当するものを除く。）で緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、治山事業に含まれるものとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定は、治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、第一項中「中央森林審議会」とあるのは「林政審議会」と、同項及び前項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「河川審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」と読み替えるものとする。

7 農林水産大臣は、前項において準用する第一項の規定により治山事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。この場合においては、治山治水事業の総合性を確保するため、治水事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。

8 国土交通大臣は、第六項において準用する第一項の規定により治水事業七箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ、七箇年間に行うべき前条第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）の実施の目標に係る部分について環境大臣に協議するとともに、治山治水事業の総合性を確保するため、農林水産大臣との間で、治山事業七箇年計画又はその変更の案との相互調整を図らなければならない。

（治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画の実施）
第四条 政府は、治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
2 第二条第一項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、治山事業に含まれるものとする。

3 第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で土地区画整理法（昭和二十九年法

律第一百十九号) 附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号) 附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第二項及び第四項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

4 | 第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)で水資源開発公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものうち同法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けに係るものは、当分の間、第二条第二項及び第四項の規定にかかわらず、治水事業に含まれるものとする。

改 正 案

現 行

（設置）
 第一条 治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄治水事業（治水事業で国が施行するもののうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

二 次項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る第四項第一号及び第二号に掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）並びに海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七條第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六條第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事に

（設置）
 第一条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下「法」という。）第三条に規定する治水事業七箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で国が施行するもの（以下「直轄治水事業」という。）及び同条第二項第四号に規定する工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

二 法第二条第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）及び海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七條第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六條第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に

で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 次項第五号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

五 次項各号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け

六 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

3 | 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号に規定する地すべり地域又はばた山に關

密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務

三 法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同条第二項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

五 法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け

六 法第二条第四項に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業

五 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号及び第二号の事業

4 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

（治水勘定の歳入及び歳出）

第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 略

二 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖繩振興特別措置法第一百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で直轄治水事業に係るもの

三 第一条第二項第四号に規定する事業に係る水資源開発公団法第二十六条第三項又は第二十七条第三項の規定による都道府県の負

（治水勘定の歳入及び歳出）

第四条 治水勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。

一 略

二 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十三条、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で直轄治水事業に係るもの

三 第一条第二項第四号に規定する事業に係る水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十六条第三項又は第二十七

担金及び同法第二十八条第二項の規定による納付金

四・五 略

六 第一条第三項各号に掲げる事業（同条第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金

七 略

2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一〜四 略

五 第一条第三項各号に掲げる事業（同条第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金

六・七 略

附 則

1
1）20 略

21 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業十箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したものの（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

22 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第六十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したものの（昭和四十二年以前年度のこの会計の予算で昭和四十三年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

23 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治

条第三項の規定による都道府県の負担金及び同法第二十八条第二項の規定による納付金

四・五 略

六 第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金

七 略

2 治水勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

一〜四 略

五 第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金

六・七 略

附 則

1
1）20 略

21 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業十箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したものの（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

22 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第六十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したものの（昭和四十二年以前年度のこの会計の予算で昭和四十三年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

23 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治

的ダム建設工事を含む。)は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

28 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(平成八年度以前の年度のこの会計の予算で平成九年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

29 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第 号)第七条の規定による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業七箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、第一条第一項に規定する治水事業で国が施行するもののうち、それぞれ直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

30 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け(水資源開発公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第一条第三項第五号に掲げる事業(同条第四項の規定に該当するものを除く。))で水資源開発公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第一条第三項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第四項の規定に該当するものを除く。))に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

的ダム建設工事を含む。)は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

28 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(平成八年度以前の年度のこの会計の予算で平成九年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

29 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付け(水資源開発公団法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第二条第二項第五号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。))で水資源開発公団法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。))に要する費用に係るものに限る。以下同じ。)に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第四条、第五条及び第七条の規定の適用については、第四条第一項第一号中「の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「又は附則第三十五項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第五号中「納付金」とあるのは、「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同条第二項第四号中「交付金」とあるのは、「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同項第七号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第三十二項から第三十四項まで又は第三十六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第五条第一項第一号中「の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「又は附則第三十五項の規定による一般会計からの繰入金及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第三十四項又は第三十六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第七条第一項中「費用」とあるのは、「費用（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水

前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第四条、第五条及び第七条の規定の適用については、第四条第一項第一号中「の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「又は附則第三十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第五号中「納付金」とあるのは、「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十五条第一項の規定による貸付金の償還金」と、同条第二項第四号中「交付金」とあるのは、「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同項第七号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第三十一項、第三十二項、第三十三項又は第三十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第五条第一項第一号中「の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは、「又は附則第三十四項の規定による一般会計からの繰入金及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは、「繰入金及び附則第三十三項又は第三十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第七条第一項中「費用」とあるのは、「費用（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定か

勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、同条第二項中「費用」とあるのは「費用（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

32) 略

34) 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れを行った場合には、当該繰入金金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第三十六項の規定により繰入れを行った場合には、当該繰入金に相当する金額を控除した額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

35) 略

ら治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」と、同条第二項中「費用」とあるのは「費用（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

31) 略

34) 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れを行った場合には、当該繰入金金を治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（附則第三十五項の規定により繰入れを行った場合には、当該繰入金に相当する金額を控除した額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

35) 略

改 正 案

現 行

（設置）
第一条 港湾整備事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（設置）
第一条 港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）第三条に規定する港湾整備七箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業（同法

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

一・二 略

一・二 略

三 一般会計所属港湾関係工事（港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、次項第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法第三条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事）で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）の管理

三 一般会計所属港湾関係工事（港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、港湾整備緊急措置法第二条第一号に規定する政令で定める事業の工事及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域に係る海岸保全区域内にあるものに限る。）の新設、改良又は災害復旧に関する工事）で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）の管理

四・五 略

四・五 略

五の二 港湾整備事業で次項第二号に規定するものに係る補助金の交付

五の二 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第一号の二に規定するものに係る補助金の交付

六 次項第四号の港湾整備事業を行う者に係る貸付け

六 港湾整備緊急措置法第二条第三号の港湾整備事業を行なう者に係る貸付け

七 略

七 略

八 港湾整備事業で次項第五号に規定するものに係る貸付け

八 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第四号に規定するものに係る貸付け

九 港湾整備事業で次項第六号に規定するものに係る貸付け

九 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法第二条第五号に規定するものに係る貸付け

3 前二項の「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾施設の建設又は改良の事業（公共土木施設災害復旧事業費

の）に係る貸付け

国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受け
る災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期
待できないと認められるためにこれと合併して行う事業その他政
令で定める事業を除く。）及びこれらの事業以外の事業で港湾そ
他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排
除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであつて、
国土交通大臣が施行するもの及び港湾管理者が施行し、かつ、こ
れに要する費用の全部又は一部を国が負担し又は補助するもの

二 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃
棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

三 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第二条第一項
の規定により運輸大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設
又は改良の事業

四 港湾法第五十五条の七第一項の規定による国の貸付けに係る特
定用途港湾施設の建設又は改良の事業

五 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第
六十二号）第五条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設
の建設又は改良の事業

六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法
律（平成十一年法律第一百七号）第十三条第一項の規定による国
の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

七 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開
発保全航路の開発及び保全の事業

（港湾整備勘定の歳入及び歳出）

第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入を
もつてその歳入とする。

一 五 略

六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定に
よる貸付金の償還金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法
律第十三条第一項の規定による貸付金の償還金

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて

（港湾整備勘定の歳入及び歳出）

第四条 港湾整備勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入を
もつてその歳入とする。

一 五 略

六 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第
六十二号）第五条第一項の規定による貸付金の償還金

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法
律（平成十一年法律第一百七号）第十三条第一項の規定による貸
付金の償還金

2 港湾整備勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて

その歳出とする。

一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。）

三 港湾整備事業（第一条第三項に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。）で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

三の二 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金

四〇八略

附則

1
27 略

28 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第 号）第一条の規定による廃止前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備七箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

その歳出とする。

一 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に関する費用（国が北海道又は沖縄県で行なうこれらの事業又は工事に関する職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

二 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事、特定港湾施設工事等及び特定港湾施設関係受託工事に関する事務費（国が北海道又は沖縄県で行なうこれらの工事に関する事務費を除く。）

三 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

三の二 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに対し交付する補助金

四〇八略

附則

1
27 略

28 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第 号）第一条の規定による廃止前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備七箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの（平成十四年度以前の年度のこの会計の予算で平成十五年以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。）は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第三条第一項に規定する治山事業に関する計画</p> <p>十 十三 略</p> <p>十四 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第 号）第二十一条に規定する社会資本整備重点計画</p> <p>十五 略</p>	<p>（他の法令に基づく計画との関係）</p> <p>第三十八条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次の各号に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第三条第一項に規定する治山事業に関する計画及び治水事業に関する計画</p> <p>十 十三 略</p> <p>十四 略</p>

改正案

現行

<p>（権限） 第三十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>
---	---

改 正 案

現 行

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

（この法律の目的）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

（定義）

第二条 略

第二条 略

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣）をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行なう道路にあつては、国土交通大臣）をいう。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行われ次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行われるものを除く。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行なわれるものを除く。

一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が行う次に掲げる事業

一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が行なう次に掲げる事業

イ 略

イ 略

ロ 交通管制センター（信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたつて総合的に行うため必要な施設で政令で定めるものをいう。）の設置に関する事業

ロ 交通管制センター（信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたつて総合的に行なうため必要な施設で政令で定めるものをいう。）の設置に関する事業

二 道路管理者が行う次に掲げる事業

二 道路管理者が行なう次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行なう歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の

で政令で定めるものに関する事業
口 略

改築で政令で定めるものに関する事業
口 略

(市町村の交通安全施設等整備事業に関する計画の案)

第三条 都道府県公安委員会及び市町村道の道路管理者である市町村は、協議により、国家公安委員会及び建設大臣が定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる市町村道(建設大臣が道路管理者である市町村道を除く。)について、平成八年度以降の七箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)の施行の日から起算して一月を経過した日までに、都道府県公安委員会及び道路管理者である都道府県に提出しなければならない。

(総合交通安全施設等整備事業七箇年計画)

第四条 都道府県公安委員会及び道路管理者(市町村道の道路管理者である市町村を除く。)は、協議により、前条に規定する基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる一般国道、都道府県道及び建設大臣が道路管理者である市町村道について、平成八年度以降の七箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、当該計画の案と同条の規定により提出された市町村の交通安全施設等整備事業に関する計画の案とを調整して当該都道府県の交通安全施設等整備事業に関する総合的な計画(以下「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」という。)を作成し、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日から起算して二月を経過した日までに、当該計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

第五条 削除

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

第三条 国家公安委員会及び国土交通大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して内閣府令・国土交通省令で定める基準に従い、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、交通安全施設等整備事業でこれに要する費用の全

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

第六条 国家公安委員会及び国土交通大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して内閣府令・国土交通省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、平成八年度以降の七箇年間に於いて交通安全施

部又は一部を国が負担し、又は補助するもの（以下「特定交通安全施設等整備事業」という。）を実施すべき道路として指定するものとする。

2・3 略

設等整備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの（以下「特定交通安全施設等整備事業」という。）を実施すべき道路として指定するものとする。

2・3 略

（特定交通安全施設等整備事業七箇年計画）

第七条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により、第四条の規定により提出された総合交通安全施設等整備事業七箇年計画に係る交通安全施設等整備事業のうち、前条第一項の規定により指定された道路について、平成八年度以降の七箇年間に於いて実施すべき特定交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」という。）の案を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 特定交通安全施設等整備事業七箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 七箇年間に於けるべき特定交通安全施設等整備事業の実施の目標

二 七箇年間に於けるべき特定交通安全施設等整備事業の量

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第四条の規定により提出された総合交通安全施設等整備事業七箇年計画を取りまとめた資料を添えて、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画を公表しなければならない。

5 前各項の規定は、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の変更について準用する。この場合において、第一項、第二項及び前項中「建設大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（特定交通安全施設等整備事業の実施計画）

第八条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に即して、総理府令・建設省令で定めるところにより、協議により特定交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。

（特定交通安全施設等整備事業の実施計画）

第四条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の規定により指定された道路について、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第 号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画

（以下「重点計画」という。）に即して、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、協議により重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画（以下「実施計画」という。）

）を作成し、それぞれ国家公安委員会又は国土交通大臣に提出しなければならない。

2 実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

3 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（特定交通安全施設等整備事業の実施）

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、実施計画に従い、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

（費用の負担又は補助の特例）

第六条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一をこえる特別の割合を定めることができる。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特

2 前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の実施計画の変更について準用する。この場合において、同項中「総理府令・建設省令」とあるのは「内閣府令・国土交通省令」と、「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（交通安全施設等整備事業の実施）

第九条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、特定交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

2 都道府県公安委員会及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、総合交通安全施設等整備事業七箇年計画に従い、特定交通安全施設等整備事業以外の交通安全施設等整備事業（以下「地方単独交通安全施設等整備事業」という。）を実施しなければならない。

（費用の負担又は補助の特例）

第十条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一をこえる特別の割合を定めることができる。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交

定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業及び同号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号に掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4・5 略

（国の財政上の措置）

第七条 国は、都道府県公安委員会又は道路管理者が実施する特定交通安全施設等整備事業以外の交通安全施設等整備事業に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（権限の委任）

第八条 第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則

1・4 略

（国の無利子貸付け等）

5 国は、当分の間、道路管理者に対し、第六条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6・7 略

交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業及び同号に掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号に掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4・5 略

（地方単独交通安全施設等整備事業に対する国の財政上の措置）

第十一条 国は、第九条第二項の規定により都道府県公安委員会又は道路管理者が実施する地方単独交通安全施設等整備事業に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（権限の委任）

第十二条 第八条第三項において準用する同条第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則

1・4 略

（国の無利子貸付け等）

5 国は、当分の間、道路管理者に対し、第十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6・7 略

8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第六条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 略

8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 略

改正案

現行

（国の負担又は補助の割合の特例）
 第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定（次項及び第三項の規定を含む。）にかかわらず、同表のとおりとする。
 2）4 略

（国の負担又は補助の割合の特例）
 第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるもののうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定（次項及び第三項の規定を含む。）にかかわらず、同表のとおりとする。
 2）4 略

別表（第三条関係）

別表（第三条関係）

事業の区分		事業主体		国の負担割合
略	道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路の新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	町村	市	十分の七の範囲内で政令で定める割合
略	略	略	略	十分の八
略	略	略	略	略

事業の区分		事業主体		国の負担割合
略	道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくもの（次に掲げるものを除く。）	町村	市	十分の七の範囲内で政令で定める割合
略	略	略	略	十分の八
略	略	略	略	略

自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自転車道の計画的整備）</p> <p>第五条 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第 号）第二 条第一項に規定する社会資本整備重点計画は、自転車道の計画的整 備が促進されるよう配慮して定められなければならない。</p>	<p>（自転車道の計画的整備）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第 三十四号）第二条に規定する道路整備五箇年計画の変更に關しては 、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮しなければならない 。</p>

改正案

現行

附則

1、6略

1、6略

7 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

8 略	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年	昭和六十一年度から平成四年度までの各年度
	道路整備費の財源の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号） （第四条）	十分の七（土地区画整理事業に係るもの） は、十分の五（五）	十分の三（土地区画整理事業に係るもの） は、三分の二（二）	十分の七（土地区画整理事業に係るもの） は、十分の六（六）	十分の七（土地区画整理事業に係る改築で、国土交通大臣が行うもの） は、十分の五（七五）	

8 略	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年	昭和六十一年度から平成四年度までの各年度
	道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号） （第四条）	十分の七（土地区画整理事業に係るもの） は、十分の五（五）	十分の三（土地区画整理事業に係るもの） は、三分の二（二）	十分の七（土地区画整理事業に係るもの） は、十分の六（六）	十分の七（土地区画整理事業に係る改築で、国土交通大臣が行うもの） は、十分の五（七五）	

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 略 2・3 略 4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一～六 略 七 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第三項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） 八 略</p>	<p>（定義） 第二条 略 2・3 略 4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一～六 略 七 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第二項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） 八 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（警察施設の復旧に要する経費の補助）</p> <p>第三条 阪神・淡路大震災に伴い被害を受けた兵庫県区域内における警察施設であつて次の各号に掲げるものの復旧に要する経費については、国は、予算の範囲内において、兵庫県に対し、当該各号に掲げる警察施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により算定した額に相当する額を補助する。</p> <p>一 信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号口に規定する交通管制センター 十分の八</p> <p>二 略</p>	<p>（警察施設の復旧に要する経費の補助）</p> <p>第三条 阪神・淡路大震災に伴い被害を受けた兵庫県区域内における警察施設であつて次の各号に掲げるものの復旧に要する経費については、国は、予算の範囲内において、兵庫県に対し、当該各号に掲げる警察施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により算定した額に相当する額を補助する。</p> <p>一 信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号口に規定する交通管制センター 十分の八</p> <p>二 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（区分経理）</p> <p>第十二条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 前条第一号及び第二号の業務のうち、治水特別会計法（昭和三十三年法律第四十号）第一条第二項第六号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係るもの</p> <p>二 前条第一号及び第二号の業務のうち、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に必要な土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及であつて、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するものに係るもの</p> <p>三 略</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第十二条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 前条第一号及び第二号の業務のうち、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条第四項に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係るもの</p> <p>二 前条第一号及び第二号の業務のうち、道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第一条第一項に規定する道路の整備に必要な土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及であつて、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するものに係るもの</p> <p>三 略</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （治山治水緊急措置法の一部改正に伴う経過措置） 第十八条 附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合又はなお従前の例によることとされる場合における旧復旧法第二条第二項に規定する復旧工事に關する事業は、<u>治水特別会計法</u>（昭和三十五年法律第四十号）第一条第四項各号に掲げる事業とみなす。</p>	<p>附 則 （治山治水緊急措置法の一部改正に伴う経過措置） 第十八条 附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合又はなお従前の例によることとされる場合における旧復旧法第二条第二項に規定する復旧工事に關する事業は、<u>治山治水緊急措置法</u>第二条第三項に掲げる事業とみなす。</p>

改正案	現行
<p>附則 （国の無利子貸付け等） 第六条 略</p> <p>2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）<u>第二条第三項第二号口に掲げる交通安全施設等整備事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。</u></p>	<p>附則 （国の無利子貸付け等） 第六条 略</p> <p>2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）<u>第二条第三項第二号口に掲げる交通安全施設等整備事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （治山緊急措置法の一部改正） 第二十条 治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。 附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。</p>	<p>附 則 （治山治水緊急措置法の一部改正） 第二十条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。 附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。</p>

改正案

現行

附則

附則

第十九条 削除

（治山水緊急措置法の一部改正）

第十九条 治山水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）

第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

附則第三項を削る。

（治水特別会計法の一部改正）

第二十条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改め、同条第三項中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）

第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

第四条第一項第三号中「水資源開発公団法第二十六条第三項又は第二十七条第三項」を「独立行政法人水資源機構法第二十一条第三項又は第二十二條第三項」に、「第二十八条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附則第十七項中「水資源開発公団法第二十条の二第一項」を「独立行政法人水資源機構法第十四条第四項」に、「水資源開発公団が」を「独立行政法人水資源機構が」に、「行うこととなつた」を「行う」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

附則第三十項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第

（治水特別会計法の一部改正）

第二十条 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

第四条第一項第三号中「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十六条第三項又は第二十七条第三項」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十一条第三項又は第二十二條第三項」に、「第二十八条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附則第十七項中「水資源開発公団法第二十条の二第一項」を「独立行政法人水資源機構法第十四条第四項」に、「水資源開発公団が」を「独立行政法人水資源機構が」に、「行うこととなつた」を「行う」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

附則第二十九項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは

十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に、「（水資源開発公団法）を」（旧水公団法）に、「第一条第三項第五号に掲げる事業（同条第四項）を「旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（第一条第四項）に、「で水資源開発公団法」を「で旧水公団法」に改める。

附則第三十一項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法（）」を「独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（）」に、「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法附則第二項」を「独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項」に改める。

附則第三十二項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「旧水公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に改める。

附則第三十三項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「旧水公団法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に改める。

第十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に、「（水資源開発公団法）を」（旧水公団法）に、「第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項）を「旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（第二条第三項）に、「で水資源開発公団法」を「で旧水公団法」に改める。

附則第三十項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法（）」を「独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法（）」に、「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法附則第二項」を「独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項」に改める。

附則第三十一項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「旧水公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に改める。

附則第三十二項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「旧水公団法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に改める。

改 正 案

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 略

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

三 観光基本法（昭和三十八年法律第七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造

現 行

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 略

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

三 観光基本法（昭和三十八年法律第七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造

2

略

調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2

略

調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船舶職員法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、港湾整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、港湾整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。